

令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金（第2期）募集のご案内

※申請に当たっては、必ず各コースの【公募案内】を確認してください！

1. 事業目的

従業員の賃金引上げ等につながるよう、エネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業・小規模企業等が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために生産性向上や業態転換を行い、もって意欲的な経営向上等をめざす取組を支援することを目的とします。

2. 公募期間

令和8年5月12日（火）～令和8年6月11日（木） ※消印有効

3. 補助内容

三重県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業・小規模企業等（三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者）で、エネルギー価格等高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換に取り組む者、また生産性向上や業態転換に取り組む従業員の賃金引上げ等につなげようとする者に対し補助を行います。

下記の2コースからいずれかを選択し、申請してください（重複申請はできません）。

なお以下の補助金の採択者は申請できません。

- ・令和7年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金（第1期・第2期）
- ・令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金（第1期）

	賃上げコース	一般コース	
申請要件	常時使用する従業員の賃金を上げようとする中小企業・小規模企業等	小規模企業等	
補助率	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/2以内	
補助限度額	上限200万円 下限50万円	上限100万円 下限30万円	
補助対象期間	交付決定日(令和8年7月下旬(予定))～令和8年12月25日(金)		
留意事項	※賃上げ対象の「従業員」とは、「常時使用する従業員」で、日雇労働者及び他の労働者と比較して労働日数や労働時間が短いパートタイム労働者等は含まれません。また、労働を目的として雇用しない外国人技能実習生等も含まれません。	※小規模企業等の定義	
		業種区分	従業員数
		商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	5人以下
		サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下		
		※「商業」とは、卸売業・小売業を指します。 ※小規模企業等である旨の申出書の提出が必要です。	

詳しくは各コースの『公募案内』1ページでご確認ください。

4. 補助対象となる事業

エネルギー価格等高騰の影響を緩和し、生産性向上や業態転換を図るために実施する以下の取組

- (1)省エネルギー機器や完全事業消費再生可能エネルギー装置の導入による生産性向上
- (2)省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入やDXの導入による生産性向上
- (3)サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築
- (4)需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
- (5)新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築
- (6)新たな需要が見込めるブランド力強化や新たな顧客層の掘り起こしにつなげる販路開拓
- (7)その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組

5. 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、「4.補助対象となる事業」に要する広報費、展示会等出展費、借料、機械装置等費、外注費 など。※詳しくは、『公募案内』2ページ「5 補助対象経費等」をご確認ください。

6. 申請書類

申請時において提出が必要な書類等の詳細は『公募案内』にて必ずご確認ください。選択した申請コースにより提出内容が異なります。また提出書類に不足や不備がある場合は、審査の対象とならない場合があります。申請手続きにあたっては、必ず「Q&A」、「交付申請書記載例」、「提出書類チェックリスト」等を参照し、各様式の記載漏れ、記載誤り並びに提出書類の添付漏れがないことを十分確認してください。

「三重県版経営向上計画認定申請区分」を「ステップ3」で申請する場合、収支計画・資金計画等が明確で合理的な事業計画となっていることを要します。これらを満たしていない場合には加点措置が受けられないばかりでなく、「ステップ3」の審査基準でのみ評価を行うため採択の対象となりません。（「Q&A」 Q41 参照）。申請に際しては、認定申請区分の選択を十分ご検討ください。

7. 審査方法・基準・結果通知

対象者、対象事業、対象経費、申請書類等の要件審査に加え、事業内容、賃金引上げの計画及び地域社会貢献内容について、次の基準に基づき審査を実施し、申請者全員に郵送にて審査結果を通知します。

審査基準

- ① 必要性：エネルギー価格等高騰に対応した取組であるか。
- ② 目的性：エネルギー価格等高騰の影響緩和を意識して意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であるか。また地域社会に貢献する事業計画であるか。
- ③ 実現可能性：事業計画は、具体的で実現可能性が高いものとなっているか。
- ④ 有効性：事業計画は、エネルギー価格等高騰の影響緩和に対して効果が期待されるものか。
- ⑤ 合理性：事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。
- ⑥ 賃金引上げ：従業員の賃金引上げの計画は、事業実施の効果として適切かつ効果的な内容となっているか。また、その内容は実現可能なものか。（「賃上げコース」のみ）
- ⑦ 「三重県版経営向上計画認定申請区分・ステップ3」で申請を行った場合：収支計画・資金計画等が明確で合理的な事業計画となっているか。

※次の申請者については審査に際し加点措置を行います。

- ① 「三重県版経営向上計画認定申請区分」を「ステップ3」とし、申請内容がステップ3の審査基準等の要件を満たす事業者
- ② 申請締切日時点で有効な「事業継続力強化計画」を取得している事業者
- ③ 令和4年度以降に三重県が実施した「エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金」等の採択を受けていない事業者

8. 本補助金交付の決定を受けた者の義務

第1号様式の2に記載した事業計画に基づいて、第1号様式「4 三重県版経営向上計画認定申請区分」において選んだステップ区分により、「三重県版経営向上計画」ステップ2又はステップ3を作成のうえ、必ず令和8年9月末までに公益財団法人三重県産業支援センターに提出し、令和8年度内に三重県の認定を受けてください。

※詳しくは、『公募案内』の6ページ「7 留意事項」をご確認ください。

9. 申請書提出先・問合せ先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階
公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課 生産性向上補助金 係
電話：059-253-1281 午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）

必ず郵送にて
ご提出ください。